

口頭受理事処理簿

日時	令和5年3月27日(月) 14:00~14:30		
場所	恵庭市 2階 203会議室		
先方氏名	恵庭市障がい者総合相談支援センター e-ふらっと ■■■■氏	受理者氏名	障がい福祉課 主査 佐藤 和彦 主任主事 鈴木 由衣(記録)
< 処 理 事 項 >			
札幌地方裁判所 令和5年(モ)第10040号証拠保全申立事件に関する宮永弁護士への相談(R5.3.20)の際、下記の点についてe-ふらっと職員■■■■氏に聞き取りを行うよう申し受けたため、その対応を報告します。			
<p><聞き取り事項></p> <p>札幌地方裁判所 令和5年(モ)第10040号証拠保全申立事件 証拠説明書 疎甲第7号証 2の③に係る、e-ふらっと職員■■■■氏から船山暁子弁護士への口頭説明の内容</p> <p><聞き取りした内容></p> <p>■■■■氏は、平成28年よりe-ふらっとに残っている記録物と、令和4年以降、自身が支援に入ってから見た状況をもとに船山弁護士へ話をしたとのこと。</p> <p>以下、■■■■氏が船山弁護士に伝えたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ■■■■牧場に住込みの3名について、市が手帳取得の支援をしていたようだが、なかなか進んでいなかったこと ■■■■牧場に住込みの3名については)市だけで対応するからe-ふらっとは関与しないようにと言われたこと、また、(■■■■牧場の)牧場主が元市議なので、上層部からストップがかかったようだったこと (生活環境について)食事は、朝晩はレトルト、またはご飯にお湯だけで卵が1個つくかどうか。入浴もいつしているのかわからない。冬なのにストーブが外されている(全員かどうかはわからない)。朝、洗顔は豚舎で行っている。母屋から水を引いていて、夏はそこで体も洗っている。冬は母屋のお湯を運んでいる。 船山弁護士より、e-ふらっとが所有する記録を出してほしいと言われたが、(その場では)手続きを踏む必要があると回答。あとから法人に確認したところ、委託事業のため市への確認が必要とのことだったので、その旨船山弁護士へ回答。 			
以上			